

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 高圧ガス保安法関係手数料令 (平成九年政令第二十一号) (抄) . . . . . 1
- 高圧ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号) (抄) . . . . . 1

○高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）（抄）

（製造保安責任者試験等に係る手数料の額）

第二条 法第七十三条第一項第八号から第十号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第二のとおりとする。

別表第二（第二条関係）

納付しなければならない者	金額
一 製造保安責任者試験を受けようとする者 イ 甲種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 ロ 甲種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 ハ 第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	一万三千二百円（電子申請等による場合にあつては、一万二千七百円） 一万三千二百円（電子申請等による場合にあつては、一万二千七百円） 一万三千二百円（電子申請等による場合にあつては、一万二千七百円）
一一・三（略）	（略）

○高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）

（製造保安責任者免状及び販売主任者免状）

第二十九条 製造保安責任者免状の種類は、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状とし、販売主任者免状の種類は、第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状とする。

2 製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受けている者が高圧ガスの製造又は販売に係る保安について職務を行うことができる範囲は、前項に掲げる製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類に応じて経済産業省令で定める。

3 製造保安責任者免状又は販売主任者免状は、高圧ガス製造保安責任者試験（以下「製造保安責任者試験」という。）又は高圧ガス販売主任者試験（以下「販売主任者試験」という。）に合格した者でなければ、その交付を受けることができない。

4・5 （略）

（製造保安責任者試験及び販売主任者試験）

第三十一条 製造保安責任者試験又は販売主任者試験は、高圧ガスの製造又は販売及び高圧ガスによる災害の発生の防止に関して必要な知識及び技能について行う。

2 製造保安責任者試験又は販売主任者試験は、第二十九条第一項に規定する製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類ごとに、毎年少なくとも一回、経済産業大臣又は都道府県知事が行う。

3 協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令で定めるところにより行う講習の課程を修了した者については、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の全部又は一部を免除する。

4 前三項に定めるもののほか、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目、受験手続その他の細目及び前項の指定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（手数料）

第七十三条 次に掲げる者（経済産業大臣若しくは産業保安監督部長又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長がその試験事務を行わせることとした協会若しくは指定試験機関に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。ただし、これらの者が都道府県であるときは、この限りでない。

一～七 （略）

八 製造保安責任者試験を受けようとする者

九～二十二 （略）

2 （略）